

議案第12号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

| 88 |

(所掌事務)

第3条 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。

鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。

2 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。

(職員)

第4条 青少年社会教育施設に、所長その他の所要の職員を置く。

(職員)

第3条 青少年社会教育施設に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(目的外の利用)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、青少年社会教育施設を第2条に規定する目的以外の目的に利用させることができる。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 第13条の規定による使用料の徴収に関する業務
- (3) 第3条第1項に規定する事務を補助する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定

を受けた日が4月1日である場合は、同日）から3年間とする。

ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定

手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条の規定
にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選
定するものとする。

(1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会
教育施設の効用を最大限に發揮させるとともに、当該業務に係
る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及
び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるこ
と。

(3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。

(4) その他教育委員会が第2条に規定する目的を達成するため
に必要と認めるものとして別に定める事項

(休所日)

第8条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(利用の許可)

第9条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 略

(2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(利用の許可)

第5条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認め
るときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第10条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならな
い。

(1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損
し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をするこ
と。

(3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を
及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運
営に支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者
に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社
会教育施設からの退去を命ずることができる。

(3) 略

(措置命令)

第11条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の徴収)

第13条 略

(使用料の徴収)

第6条 略

2 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減免するものとする。

(権限の委任)

第14条 第8条から第12条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

(教育委員会規則への委任)

第15条 略

別表 (第13条関係)

略

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第7条 略

別表 (第6条関係)

1 施設使用料

略

2 シーツ料

シーツの洗たくに要する費用を勘案して知事が定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条を加える改正規定並びに第6条第2項及び別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。